

インターネットに係わる法律問題と ICANN

第8回NISOCインターネットセミナー
2000年9月23日

加藤 幹之

<http://www.mkatoh.net>
© Masanobu Katoh, 2000

1

情報化革命 → 情報化社会

- 「情報」「知識」が価値の中心
- 個人の創造性重視
- 技術の変化とスピード
- 政府、社会の役割の変化
- 地理的制約からの開放



新しい国際ルールのプロセス

2

インターネットを取り巻く環境

- 社会的・文化的課題
- 経済的課題
- 技術的課題
- 法的・制度的課題
- 教育と啓蒙



デジタル・デバイド デジタル・オポチュニティ
すべての人類が便益を共有できる環境

3

法的・制度的課題

不正競争と独禁法政策

電子署名と認証

コンテンツの規制
(パル、キャンブル等)

プライバシー(個人情報)
の保護

適用法 裁判管轄権・
判決の執行

セキュリティと暗号技術

関税と税

(OSP / ISP等)第3者
の責任の限定

契約法の統一

企業の自主規制と
トラストマーク

技術の標準化と
インターオペラビリティの確保

消費者保護と
代替的紛争処理

知的財産権の保護
特許-ビジネスモデル特許
著作権、データベースの保護
商標とドメインネームの問題

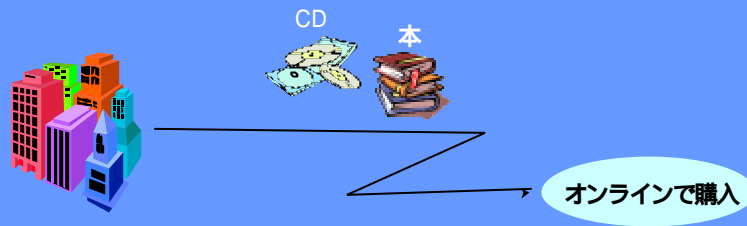
電気通信事業者
の規制緩和

4

法的 制度的課題 「Jurisdiction」の例

米国の売主

日本の消費者



消費者や全ての利用者に配慮した
国際ルールが必要

5

法的 制度的課題 「Jurisdiction」の例-続き

米国の売主	日本の消費者
米国 (州) 法を適用したい	日本法が分かりやすい
訴えるなら米国 (地元 の州) の裁判所	日本の地元裁判所
日本の裁判判決は米国では 尊重できない場合がある	日本の裁判所の判決を 米国でも尊重してほしい

バランスが重要

6

ILPF (Internet Law & Policy Forum)
- www.ilpf.org

- 法律関係者を中心とした国際的NGO
- インターネットに係る法律問題を国際的に比較
- 電子署名と認証制度等の分野にて貢献
- 「Jurisdiction」について、サンフランシスコで第2回国際会議(2000年9月11日、12日)

7

難しい問題(著作権分野)

デジタル技術の進歩によって、これまで著作権法の立法者達が考えもしなかったような問題が発生

例。メモリーへの情報の一時的蓄積の法的扱い
ナプスター事件他



8

難しい問題(著作権分野)その2

デジタル技術の進歩によって、これまで著作権法の立法者達が考えもしなかったような問題が発生

著作権法で保護されないデータベース



氏名別電話帳

William Clinton	1776 I St.,	202-331-xxxx
Albert Gore	2000 Penn. Ave.,...	202-365-yyyy
Trent Lott	1999 Mass. Ave.,...	202-765-zzzz
Dennis Hastert	666 11th St.,...	202-244-wxyz

創作性がない事実の集合

9

現在の法律制度が電子商取引の時代に適応できるか?
難しい問題(著作権分野)その2

NO!

“Intellectual law cannot be patched, retrofitted, or expanded to contain digital expression.” by John Perry Barlow in 1994

“Copyright law is totally out of date. It is a Gutenberg artifact.” by Negroponte in 1995

YES, しかし何らかの修正は必要

“[the copyright law is not] hopelessly outdated because the ease of copying and distribution, the two main changes brought by the advancement of digital technology, provide new business opportunities for copyright owner,” Carl Shapiro and Hal Varian in *“Information Rules”, 1998*

10

提言 - 現在の法律見直しの基本

- 民間主導で市場原理を取り入れること
- 自主規制、代替的紛争解決、等の活用
- 必要最小限で現実的な立法を目指すこと
- 政府の役割は限定的

11

民間主導で市場原理を取り入れること

1. 電子商取引の時代には全ての人が主役、当事者となりうる
2. 市場が将来を決定する
3. 電子商取引のインフラ形成の中心は民間投資
4. 競争原理が消費者に大きな利益をもたらす

12

自主規制、代替的紛争解決、等の活用

1. 政府が全ての電子商取引やインターネットの活動をモニターすることは現実として不可能
2. 過度の立法や規制は電子商取引やインターネットの発展を妨げる恐れがある
3. 民間部門が自主規制の推進や国際的コンセンサス作りに参加すべき

ILPF、AGB、GBDeのような多くの民間の国際組織が、自主規制や代替的紛争解決手段の検討を進めている

13

必要最小限で現実的な立法を目指すこと

まず法律や規則が何を目的としているか、原点に帰って考えることがスタート



同時に政府が電子商取引やインターネットの発展に果たす役割について検討することが必要

14

政府の役割は限定的

政府は必要最低限の立法や規制にとどめるべきではあるがいくつかの分野では特に重要な役割を果たす。

1. 税金や関税の分野(政府のみの権限)
2. 知的財産権保護(本来法律が作った制度)
3. 独禁法や競争政策(社会のバランスの維持)

15

国際的ルール作りの3つのモデル

- 政府間の国際条約交渉
 - ITU, WTO, WIPO等
- 各国の法制度を似たものとし、相互に尊重
 - OECD, APEC等
- 民間の国際的ガイドライン、自主規制

16

ICANNモデル

- 民間による国際的非営利団体
- 民主的、フレキシブルな組織運営
- 条約等の法的権限なし
合意に基づく契約上の権限による
- 国家権力によるガバナンス機能なし



調整(Coordination)機能

17

ICANNの活動範囲

インターネットのドメイン名とIP番号の
技術的管理(Technical Management)

純粋な技術的問題だけでなく
法的、制度的問題も含む

(例)

- プライバシー保護 (WHOISデータベース)
- 商標等の知的財産権問題(UDRP)
- 独禁法、競争政策(レジストラの開放)

18

過去の ICANN の主な決定事項

- ICANN の組織的事項 - 3 つの支援組織の設立と理事選挙、At Large 会員の取扱い、理事会の公開等
- ICANN の財政基盤の確立
- 米国政府やIANA、NSI との契約修正
- gTLD レジストラの競争導入
- 紛争解決ポリシーの作成と実施
- ルートサーバーシステムの運用方針や将来のアドレス割り当て方針

19

ICANN の当面の主要事項

- 新しい gTLD の創設
- At Large 会員による理事選出
- 著名商標とドメイン名の取扱い
- (政府諮問委員会が中心となる事項だが) 国別ドメイン名の管理方針

20

ICANN- 21世紀モデル -

- ICANNの対象範囲は限定的
- しかし、**同じ手法を他でも用いることができる。**
(例) UDRP ... オンラインADR
(代替的紛争解決)
プライバシー侵害紛争、消費者契約のクレーム等

21

参加の必要性

- ボランティアによる参加
- 個別の案件の理解と意見を持つ
- 積極的発言、働きかけ
- 全てのステークホルダーが平等に参加



21世紀のモデルを成功させるべき

22

Thank you very much.

加藤 幹之

ホームページ
www.mkatoh.net